

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により天理市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十九年四月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）万代天理北店

所在地 天理市指柳町二八五番ほか

二 天理市から聴取した意見の概要

1 環境政策課

- (1) 事業開始に伴い、騒音規制法及び振動規制法による特定建設作業を実施する場合は、七日前までに天理市環境政策課に届け出ること。また、特定施設を設置する場合は、三十日前までに天理市環境政策課に届け出ること。
- (2) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の公害を未然に防止し、並びに日照及び電波の障害を防止するため万全を期すること。
- (3) 廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に処理すること。
- (4) 近隣地域住民から苦情等の申出があった場合は、速やかに万全の対策を講ずるとともに誠意をもって解決すること。

2 農林課

食品加工等による汚水排水について万全の対策を期し、近隣農地の営農に支障が生じないようにすること。

3 監理課

- (1) 事業区域からの雨水排水の放流については、既設の排水経路を把握し、流域変更がないよう計画すること。
- (2) 市道に関する工事等を行う場合は、別途協議を行い、道路法第二十四条及び第三十二条の手続を行うこと。
- (3) 法定外公共物に関する占用及び工事を行う場合は、別途協議を行い、手続を行うこと。

4 まちづくり計画課

天理市開発指導要綱に基づく開発事前協議事項及び都市計画法等の関係法令を遵

守ること。

5 介護福祉課

周辺地域の高齢者に対し、十分な理解を得て、施設整備を進めること。

6 文化財課

現地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当せず、開発面積も一〇、〇〇〇平方メートル未満で文化財踏査の対象にも該当しないため、支障はない。

7 農業委員会

地元水利権者及び隣接農地所有者の同意を得て、農地転用届出を行うこと。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十九年四月十八日から同年五月十八日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県条例第三十二号（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで